

自己点検及び評価の報告

出入国在留管理庁の「日本語教育機関の告示基準」の規定により当校では教育水準の向上を図り、日本語教育機関としての目的を達成するため、毎年度末に自らの活動について自己点検ならびに評価を行ない、随時見直しを行なっています。結果は当校ウェブサイトにおいて公表します。

評価項目は、法務省告示基準第1条第1項18号に基づき作成しました。各々の評価項目について、データ収集ならびに、教員、事務員及び学生にアンケートを実施し、以下の内容で評価しました。

※評価方法

- ・A：「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B：「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C：「未達成」あるいは「適合していない」項目。

1. 教育理念・目的

経営母体が、特定非営利活動法人（NPO法人）『愛心国際社会交流協会』であり、協会の目的は、日本と海外の人々の交流の増進を図りながら互いの文化、経済、福祉の向上、発展を目指す。この理念を成就させる為の基本的な手段である日本語を効率的に指導し、習得させ、学生が望む将来の具体的な目的に向け、実践能力が発揮できるよう徹底した教育を目指す。

2. 学校運営について

2-1. 日本語教育機関の告示基準に適合している。 ○

3. 財務について

3-1. 財務状況は、中長期的に安定している。 A

3-2. 予算・収支計画の有効性及び妥当性が担保されている。 A

3-3. 適正な会計監査が実施されている。 A

4. 入学者の募集について

4-1. 教育内容を含む最新かつ正確な学校情報を開示している。
これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。 A

4-2. 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。 A

5. 入学者選考について

5-1. 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。 A

5-2. 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。 A

6. 納付金について

- | | |
|---|---|
| 6-1. 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。 | A |
| 6-2. 関係諸法令に基づいた学費返還規定を定め公開している。 | A |
| 6-3. 上記二項については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。 | B |

〈現状・具体的な取り組み/課題〉

6-3については仲介業者に一任しているが、当学院作成の各国言語による説明書を早急に準備する。

7. 学生支援について

- | | |
|--|---|
| 7-1. 日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。 | A |
| 7-2. 進路指導を適切に行っている。 | A |
| 7-3. 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。 | A |
| 7-4. 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。 | A |
| 7-5. 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。 | A |

8. 教職員について

- | | |
|--|---|
| 8-1. 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。 | A |
| 8-2. 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。 | B |
| 8-3. 教職員評価を適切に行っている。 | A |

〈現状・具体的な取り組み/課題〉

8-2については、新型コロナ蔓延の影響もあり、「他の機関の実施する研修会等への参加」が実施されていない。今後積極的に機会を利用する。

9. 教育活動について

- | | |
|--|---|
| 9-1. 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。 | A |
| 9-2. 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。 | A |
| 9-3. 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。 | A |
| 9-4. 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。 | A |
| 9-5. 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。 | A |
| 9-6. 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。 | A |

10. 教育施設について

- | | |
|---|---|
| 10-1. 教室には十分な照度があり換気がなされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。 | B |
| 10-2. 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。 | A |
| 10-3. 法令上必要な設備等を備えている。 | A |

〈現状・具体的な取り組み/課題〉

10-1については遮音に問題が残る。聴解指導の際は窓やカーテンを閉める等の処置をしているが、より根本的な改善の必要がある。

11. 安全・危機管理について

- | | |
|---|---|
| 11-1. 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。 | A |
| 11-2. 感染症発生時の措置を定めている。 | A |
| 11-3. 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。 | A |

12. 地域貢献について

- | | |
|---|---|
| 12-1. 日本語教育支援が必要な地域在住外国人に対して、可能な限り門戸を開いている。 | A |
| 12-2. 学生の地域ボランティア活動参加等への支援を行っている。 | B |

〈現状・具体的な取り組み/課題〉

12-2については現在学生が参加可能なボランティア活動の情報がない。有用な情報があれば、学生に開示する。

13. 法令の遵守等について

- | | |
|--|---|
| 13-1. 法令遵守に関する担当者を定めている。 | A |
| 13-2. 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っている。 | A |
| 13-3. 個人情報保護のための対策をとっている。 | A |
| 13-4. 入国管理局、日本語教育振興協会及び関係省庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。 | A |

令和3年 5月 24日
以上